

「『明細書，特許請求の範囲又は図面の補正（新規事項）』  
の審査基準改訂案に対する意見募集」に対する意見書

2010年（平成22年）4月9日  
日本弁護士連合会

特許庁特許審査第一部調整課審査基準室が，平成22年3月17日付けで意見募集を実施した「『特許・実用新案 審査基準』の変更点（案）」（以下「本案」という。）に関し，当連合会は以下のとおり，意見を述べる。

意見の趣旨

本案に賛成する。

意見の理由

本案は，知的財産高等裁判所（特別部）平成20年5月30日大合議判決（平成18年（行ケ）第10563号審決取消請求事件）が，願書に添付した明細書，特許請求の範囲又は図面の補正及び訂正につき，これがいわゆる新規事項を追加するものとして許されない場合であるか否か（願書に最初に添付した明細書，特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内といえるか否か）についての一般的な判断基準を判示したことを見て，かかる判断基準に審査基準を準拠せしめ，表現を整合させることを主たる目的とするものであるから，必要な変更であると思料する。

以上